

三重県工業用ＬＰガス料金高騰対策支援金　Ｑ＆Ａ

【当事業について】

番号	質問	回答
1	工業用ＬＰガスとは何か。	工業用LPガスとは、次に該当しないLPガスのことです。 ・一般家庭が使用するLPガス ・暖房や冷房、飲食物の調理のための燃料として業務の用に消費するLPガス（飲食業等） ・一般乗客用旅客自動車運送事業に消費するLPガス（タクシー等） ・蒸気の発生、水温の上昇のための燃料としてサービス業のように消費するLPガス（公衆浴場業等）
2	工業用ＬＰガスを利用しているか分からないが、どのように確認すればよいか。	お手持ちの資料で確認ができない場合は、ガス販売事業者に直接お問い合わせください。
3	支給対象期間を令和7年1月から令和7年3月使用分としているのはなぜか。	国において、エネルギー使用量が最も大きい時期である1月から3月までの電気・ガス料金を支援する方針が示されたことから、本県でも支援対象期間を令和7年1月分から令和7年3月分までに設定しました。
4	国では酷暑対策として令和6年8月から10月までの電気・ガス料金の支援が行われたのに、県ではその分の支援は行わないのか。	本県のエネルギー価格高騰対策支援事業は、国の交付金を活用して実施することとしていますが、国が夏季に実施した支援では、これに対応する運行公共団体への交付金の交付がありませんでした。12月補正予算により追加交付が決定された重点支援地方交付金を活用し、8月分から10月分も支援の対象とすることを検討しましたが、他に実施すべき経済対策に要する経費を総合的に判断し、今回はエネルギー使用量が最も増加する1月分から3月分までの冬季のみを支援対象とすることにしました。
5	なぜみなし大企業は対象外としているのか。	大企業の子会社等のいわゆる「みなし大企業」は、大企業から支援が受けられる環境にあるため、実質的に大企業と同じと考えられることから対象外としました。
6	支給単価を4円/kgとしているのはなぜか。	ＬＰガスの卸売価格の値上り及び販売価格への転嫁状況、他府県の支援状況等を総合的に考慮し、支援単価を4円/kgに設定しました。

【申請について】

番号	質問	回答
7	申請書類はどこで入手できるのか。	専用ホームページからダウンロードしてください。 なお、申請書類の郵送等は行っておりません。
8	申請書類はどのように提出すればよいか。	簡易書留等（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）により、事務局宛に提出してください。 なお、持参による受付は行っておりません。
9	申請書類の提出に係る郵送料は、申請者の負担となるのか。	郵送料は申請者の負担をお願いいたします。
10	窓口で申請書類の作成補助や持参による受付を行っているのか。	窓口での申請書類の作成補助は行っておりません。また、持参による受付も行っておりません。 なお、申請書類の作成に当たり、御不明な点等がありましたら、事務局（電話 0 5 9 - 2 2 8 - 5 1 9 5）にお問い合わせください。
11	ガス使用量をどのように算出するのか。	令和7年1月から令和7年3月までの期間に納品されたガスの購入量（毎月検針を行っている場合は令和7年2月から令和7年4月までに検針される購入量）を使用量とみなします。なお、対象期間中に残量処理等の理由により返還分（マイナス分）が発生している場合には、その分を使用量から差し引きます。
12	メーター販売の場合、「〇月使用分」とはいつからいつまでのことか。	「〇月使用分」は検針日の属する月によって判断します。例えば、1月10日～2月9日のガス使用量を2月10日に検針し請求があった場合、これが1月使用分（2月検針分）となります。 ガス販売事業者からの請求書の「〇月分」の表記と異なる場合もありますので、ご注意ください。
13	従業員数は法人全体で判断するのか、事業所単位で判断するのか。個人の場合はどうなのか。	従業員数は法人全体の常時使用する従業員数（パート・アルバイトも含む。）です。個人の場合は個人の営む事業全体の従業員数（代表者は除く。）です。 従業員数を証する書類としては、法人であれば例えば労働保険概算保険料申告書や賃金台帳等があります。個人の場合は従業員数を証する書類は提出不要です。
14	工業用 L P ガス販売証明書はすべて申請者自身で記入するのか。	【販売先の事業所等情報】は申請者自身でお記入いただき、下部の【ガス販売事業者記載欄】はガス販売事業者記入を依頼してください。

【対象者について】

番号	質問	回答
15	本社が三重県外にあり、事業所・店舗は三重県内にある場合は支給対象となるのか。	本社が県外にあっても、三重県内に事業所が有り、三重県内で工業用ＬＰガスを契約していれば対象になります。
16	ＮＰＯ法人、財団法人、社団法人、医療法人、社会福祉法人は支給対象となるか。	支給要件を満たしていれば対象となります。
17	すでに家庭用ＬＰガスで値引きを受けているが、本支援金に申請できるか。	すでにガス販売事業者を通じて「三重県ＬＰガス料金高騰対策支援金」によるガス料金の値引きを受けている一般消費者等は、本支援金の対象となりません。
18	ＬＰガスを家庭用と工業用の両方の用途で使用している場合、どちらに該当するのか。	主としてどちらの用途で使用しているかで判断します。ガス販売事業者によって家庭用として判断された場合、すでに「三重県ＬＰガス料金高騰対策支援金」にて値引きが行われている可能性があります。どちらに該当するか不明の方は直接ガス販売事業者にお問い合わせ下さい。
19	対象期間内に工業用ＬＰガスの契約を解除した場合、解除するまでの期間は支援対象となるのか。	対象となります。 例えば、令和7年3月10日まで工業用ＬＰガス契約をしていたが、3月11日から契約を解除した場合、令和7年1月～3月10日までの工業用ＬＰガス購入分が支援対象となります。

【交付決定について】

番号	質問	回答
20	支払いに係る審査結果は、通知があるのか。	交付決定した場合は、申請者へ「交付決定兼額確定通知書」を送付します。
21	「交付決定兼額確定通知書」はどこの住所に郵送されるのか。	法人の場合は、申請書の「郵便物の希望送付先住所」欄でチェックを入れた住所に、個人事業主の場合は代表者の自宅住所に郵送します。

22	振込口座に指定はあるのか。	振込先の口座名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。 なお、振込先口座の情報が分かる書類として通帳のコピーを提出いただく際には、金融機関名、口座番号、名義人が記載されている箇所のコピーをご用意ください。
23	支援金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	申請書類の受付後、審査が完了した申請から順次、お支払いします。申請締切日の間際は申請が集中し、申請書類の確認に時間を要しますのでご了承ください。
24	現金での支給は可能か。	現金払いはできません。